

犬山市提案型ネーミングライツスポンサー募集ガイドライン

令和4年1月4日

改訂：令和8年1月9日

1 はじめに

犬山市では、公共施設等において、自主財源の確保と持続可能な施設経営を図るため、ネーミングライツの導入を進めていますが、対象施設等の更なる拡大を図るため、提案型によりネーミングライツスポンサーの募集を行います。

この募集ガイドラインをよくお読みいただき、是非ご提案を検討していただきますようお願いいたします。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、市とネーミングライツスポンサーとの契約により、市が所管する施設等に愛称等を付ける権利（以下「命名権」といいます。）を付与する代わりに、ネーミングライツスポンサーから対価を得て、運営費等に充てる方法です。

（1）ネーミングライツによる名称

正式名称は変更せず、愛称とします。契約期間中は、原則として、愛称の変更をすることができません。また、市は愛称の普及のため、次のとおり協力します。

ア 愛称の決定につき記者発表し、市のホームページで公表します。

イ 市の各種広報において愛称を使用するとともに、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。また、看板などで愛称の表示を行い、利用者への周知を図ります。

（2）命名権の対価

命名権の対価としては、金銭のほかに、対象施設等への役務（サービス）の提供なども可能です。

（3）ネーミングライツスポンサー特典

ネーミングライツスポンサーには、命名権以外にも自社商品の施設内での展示等、内容等によっては特典の付与が可能となります。

希望する特典がございましたら、提案書の提出の際に希望特典内容欄にご記入ください。

（4）契約期間

ネーミングライツの契約期間は3年以上とします。

3 対象施設等

（1）提案の対象

①市役所庁舎などの公用財産のようにネーミングライツになじまない施設等（※1）を除いた本市が所管する施設等。

なお、すでにネーミングライツが導入されている契約期間内の施設等（※2）も対象外になります。

②本市が実施するイベント等

（2）提案にあたっての留意点

- ・複合施設の場合、全体についても導入することができます。
- ・施設の一部（○○ホール、△△グラウンドなど）についてのネーミングライツも提案可能です。全体がネーミングライツになじまない施設でも、一部には導入できることあります。

※1 ネーミングライツになじまない施設の例

ア 市役所、出張所等の庁舎

イ 学校、子ども未来園等

ウ その他ネーミングライツを導入することにより、市民生活や施設運営に混乱をきたすおそれのある施設等

エ 過去に市民へ公募を行い愛称がつけられている施設等

※2 本市のネーミングライツ導入事例

スポーツ施設

犬山市体育館 5年契約 150万円（税抜）/年

文化施設

犬山市文化史料館 南館 5年契約 33万円（税抜）/年

社会教育施設

犬山市立図書館 3年 12万円（税抜）/年

4 提案資格

政治的または宗教的活動が目的の法人その他の団体等および「犬山市広告掲載基準」第4条に定める規制業種・事業者を除き、ネーミングライツスポンサーになることを希望する法人その他の団体等（個人事業主を含む。以下「提案者」といいます。）が提案できます。

ただし、提案者は、提案書提出の日からネーミングライツスポンサーの決定までの間に、「犬山市暴力団排除条例」（平成24年12月28日条例第34号）に基づく排除措置を受けていないことが条件となるので、提案者の代表者（法人の場合は、法人の役員全員を含む）について、愛知県警察へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会させていただきます。

5 審査の流れ

ネーミングライツスポンサーの選定は、次のとおり進めます。

（1）【提案者】事前相談の申し入れ

提案型ネーミングライツへの提案を希望される方は、対象となりうる施設等かどうか

や愛称の条件などの確認が必要なため、事前相談申込書（様式1）を記載して、必ず本市の当該施設所管課との事前相談を行ってください。

（2）【提案者】提案書の提出

（1）の事前相談終了後、提案書（様式2）を当該施設所管課に提出し、具体的な提案をしていただきます。

（3）【犬山市】市民等からの意見募集

提案のあった施設等へのネーミングライツの導入について、犬山市公式ホームページで市民等からの意見募集を行います。ここで得られた意見は、次の（4）にある審査の際に報告されます。

なお、対象施設等の性質や利用者の範囲等に応じて、公式ホームページ以外の手法（利用者アンケート、地元説明会等）を組み合わせて意見を募集することもあります。

寄せられた意見については、原則として、当該意見に対する市の考え方と併せて公表します。

（4）【犬山市】犬山市ネーミングライツ審査委員会（審査）

本市の全庁会議である「犬山市ネーミングライツ審査委員会」において、ネーミングライツスポンサーの優先候補者の審査・決定を行います。提案金額や契約年数、希望する愛称など提案内容について審査し、審査結果は、施設所管課より提案者に通知します。

なお、主な審査項目については、以下のとおりです。

- ア 提案された愛称の公共施設等としてのふさわしさ
- イ 本市のネーミングライツスポンサーとしてのイメージのふさわしさ
- ウ 提案者の財務状況
- エ 契約期間、金額、スポンサー特典内容
- オ その他対象施設等に応じた個別基準

（5）【犬山市、提案者】契約締結に向けた協議

本市と提案者で、契約の締結に向けた協議を行い、速やかに契約の締結を行います。

審査等の段階で、提案内容の一部修正を協議する場合があります。提案の修正協議が整えば、この場合、協議内容を踏まえた契約になります。

6 提案等にあたっての費用負担

以下の費用に関しては、提案者の負担とします。

- （1）提案及び契約締結に係る諸費用
- （2）施設等に関するパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更費用
- （3）新規の看板設置、既存の看板の付替え費用

※契約期間満了後、契約を更新しない場合、提案者の負担で原状回復を行っていただきます。

なお、本市ホームページの表示変更は本市の負担で行います。

7 必要書類等の提出

(1) 事前相談申込書の提出

「事前相談申込書（様式1）」に必要事項を記載していただき、施設所管課に提出してください。

希望する対象施設等・愛称・ネーミングライツ料について、確認をさせていただきます。

※相談の結果、内容について調整していただくこともあります。

(2) 提案書及び添付書類の提出

事前相談の終了後、「提案書（様式2）」に必要事項を記載していただき、「提案書」に記載されている添付書類（法人等概要等）をあわせて、施設所管課に提出してください。

8 留意事項

(1) 契約の解除

ネーミングライツスポンサーの事情、違法行為等により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

(2) 優先交渉権

契約したネーミングライツスポンサーは、次回契約に関して優先的に交渉することができます。（契約期間満了後の期間を対象に、新規他者の事前相談申込みがあった場合、同程度の条件の提案なら、優先的にスポンサーとしての契約更新を行います。）

(3) 指定管理者との関係

指定管理者が選定されている施設等に提案される場合は、市と指定管理者との協議が必要なため、契約締結までに時間を要することがあります。

9 その他

- ・提案金額については、消費税抜きの金額でご提案ください。
- ・1者が複数の施設等への愛称を提案することができます。事前相談については、1通の事前相談申込書に複数件の記載も可能です。なお、提案書は、提案施設等ごとに提出してください。
- ・提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません（ただし、審査における意見等に基づく、協議による修正はこの限りではありません）。また、提出された提案書等は返却されません。
- ・情報公開請求があった場合には、「犬山市情報公開条例」に基づき対応します。
- ・提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ・提案書に故意による虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。

- ・事前相談については、施設ごとに先着順で受付をさせていただきます。

10 問い合わせ先

各施設等所管課まで直接お問い合わせください。

なお、提案全般に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

犬山市経営部総務課 行政担当

電話番号：0568-44-0300（直通）

E-mail：010300@city.inuyama.lg.jp

様式 1

提案型ネーミングライツスポンサー

事 前 相 談 申 込 書

年 月 日

(あて先) 犬山市長

氏名・名称

所 在 地

代 表 者

〔 担当部署：
連絡先： 〕

提案型ネーミングライツへの応募を検討するため、事前相談を申し込みます。

提案を希望する施設等名：

希望する愛称 :

契約希望期間 :

契約希望金額 :

希望特典内容 :

(記載にあたっての注意)

- ・相談の結果、施設・愛称を変更していただく場合があります。
- ・複数件記載していただくことも可とします。

様式 2

(提案書)

ネーミングライツスポンサー提案書

年 月 日

提案者の氏名・名称 代表者名 担当部署・連絡先	()
希望する施設等名と 愛称	施設等名： 愛 称：
契約希望期間	年間（3年以上とします）
契約希望金額	1年あたり 円（税抜き）
希望特典内容	(愛称の命名以外に商品の展示スペース設置など希望する特典があればご記入ください。)
その他	(PR事項やご意見等があればご記入ください。)

*その他 提出する添付書類（法人の場合）

- ①法人等の概要
- ②法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ③決算概要（直近の3か年分）
- ④法人税、県税、市町村税（犬山市関係分のみ）の各納税証明書
- ⑤役員に関する調書（様式3）

*法人以外の団体の場合は、上記①③⑤を添付書類とする

樣式 3

役員に関する調書